

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目	次	ページ
規 則		
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則……………	(農政課)	15
告 示		
○一般競争入札の資格に関する公示……………	(循環型社会推進課)	15
○一般競争入札の実施……………	(循環型社会推進課)	16
○一般競争入札の実施……………	(農政課)	17
○土地改良法による道営換地計画の決定……………	(農地調整課)	18
○土地改良法による道営換地処分……………	(農地調整課)	18
○肥料の登録の有効期間の更新……………	(農業改良課)	18
○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正……………	(水産経営課)	18
○知事権限に係る保安林の指定の予定 (2 件) ……………	(治山課)	21
○知事権限に係る保安林の指定……………	(治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………	(治山課)	22
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	23
○道路の区域の変更 (2 件) ……………	(道路整備課)	24
○道路の供用の開始……………	(道路整備課)	24
○都市計画の決定……………	(都市計画課)	24
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(都市環境課)	25
○一般競争入札の実施……………	(物品管理課)	25
公 表		
○知事表彰の受賞者……………	(人事課)	26
支 庁 告 示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (2 件) ……………		26
道選挙管理委員会告示		
○政治団体の収支報告書の要旨の公表……………		27
○個人演説会等の施設の指定の一部改正……………		28
道監査委員公表		
○監査公表第 1 号……………		28

道公安委員会規則

○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 29

規 則

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年 1 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第 1 号

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則
北海道地方競馬実施条例施行規則 (昭和52年北海道規則第64号) の一部を次のように改正する。
第87条第 2 項第 4 号中「省令別表第 1」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号) 第 1 条各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第 6 号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年 1 月 9 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 資格及び調達する役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 契 約 | 平成16年 1 月 9 日に一般競争入札の告示を行う家庭ごみの組成分析調査業務 (緊急地域雇用創出特別対策推進事業) 委託契約 |
| (2) 資 格 | 家庭ごみの組成分析調査業務 (緊急地域雇用創出特別対策推進事業) 委託に関する資格 (以下「資格」という。) |
| (3) 業 務 の 種 類 | 家庭ごみの組成分析調査業務委託
札幌近郊の家庭から排出されるごみを実際に調査し、そのごみ質、ごみ量等の解析、予測等を行う。 |

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納していないこと。
- (5) 道内法人又は道内に営業拠点を有する法人であること。
- (6) 過去5年間に於いて、国又は地方公共団体から廃棄物に係る業務の委託を受け、適切に事業を完了した実績があること。

3 資格審査の申請の時期

- (1) 申 請 の 時 期 平成16年1月9日から19日まで
- (2) 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することによって行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
- イ 提出先の所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
- イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）（中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再 申 請 の 方 法 再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第7号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 家庭ごみの組成分析調査業務（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）
- (2) 委託業務の仕様等 委託業務処理要領による。
- (3) 契 約 期 間 契約の日から平成16年3月24日まで
- (4) 納 入 場 所 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道告示第6号に規定する家庭ごみの組成分析調査業務（緊急地域雇用創出特別対策推進事業）委託契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎12階環境生活部1号会議室
- (2) 入 札 日 時 平成16年1月22日（木）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定

めた予定価格の制限の範囲内の者であって、最低の価格で入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 24－313 (4) 入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することも有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 北海道告示第8号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年1月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ 81台 (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 平成16年2月27日（金） (4) 納入場所 別途指示する場所	2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。 (3) 納入した物品について、迅速なアフターサービスが可能であること。 3 契約条項を示す場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農政課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤レンガ庁舎2階4号会議室 (2) 入 札 日 時 平成16年1月27日 午前10時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 入札参加申込書の提出 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。 (1) 提 出 期 限 平成16年1月19日 正午 (2) 提 出 場 所 3に同じ。 11 その他
--	---

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道農政部農政課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011－231－4111 内線 27－128
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止などが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、栗沢町自協地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成16年1月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第10号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定によりニセコ町福井地区の換地処分をした。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第11号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成16年1月9日

				北海道知事 高 橋 はるみ		
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	生 産 業 者		登録有効期限
				名 称	住 所	
北海道第2765号	副産石灰肥料	35.0副産石灰	アルカリ分35.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	ホクレン農業協同組合連合会 札幌市中央区北4条西1丁目	平成19.1.12

北海道告示第12号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成16年1月9日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 法第104条第2号に掲げる漁業の事項久遠区域（ひやま漁業協同組合の地区のうち、大成町字太田、字富磯、字上浦、字都、字本陣、字久遠及び字花歌の地域）の項区分の欄中

「2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業	「2 総トン数5トン未満の漁船によるいか釣り漁業
3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業	3 総トン数5トン以上10トン未満の漁船によるいか釣り漁業
4 さけ・ますはえ縄を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりはえ縄を使用してさけ・ますをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）	4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業
5 小型漁船漁業（1及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）	5 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業
6 小型定置漁業	6 小型漁船漁業（1から3までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）
	7 小型定置漁業

項室蘭区域（室蘭漁業協同組合の地区）の項区分の欄中

「1 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業	「1 総トン数5トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業
	2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業

2 小型漁船漁業（1及び3に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 4 小型定置漁業 項登別区域（登別漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 2 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 3 えびかごを主とする小型漁船漁業 4 小型漁船漁業（2、3及び5に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 項虎杖浜区域（虎杖浜漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業	3 小型漁船漁業（1、2及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 4 総トン数5トン以上20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 5 小型定置漁業 「1 総トン数5トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 3 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 4 えびかごを主とする小型漁船漁業 5 小型漁船漁業（1、3、4及び6に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 6 総トン数5トン以上20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 「1 総トン数5トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業 3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるえびかご漁業 5 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業	5 さんま棒受網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）及びびいか釣りを主とする小型漁船漁業 6 えびかごを主とする小型漁船漁業 7 小型漁船漁業（4から6まで及び8に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 8 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 項新冠区域（新冠漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「1 小型漁船漁業 項様似区域（様似漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 2 小型漁船漁業 3 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 項冬島区域（冬島漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「1 小型漁船漁業	満の漁船によるかにかご漁業 6 さんま棒受網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）及びびいか釣りを主とする小型漁船漁業 7 えびかごを主とする小型漁船漁業 8 小型漁船漁業（1、5、6、7及び9に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 9 総トン数5トン以上20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 「1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業及び小型漁船漁業 「1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 3 小型漁船漁業 4 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業 「1 総トン数4トン未満の漁船による小型漁船漁業 2 総トン数4トン以上の漁船に
---	---	---	--

2 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業」をよる小型漁船漁業に改め、同事 3 春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業」 項庶野区域（庶野漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「1 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業 2 たこを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりたこをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。） 「1 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業 2 小型漁船漁業」をよる小型漁船漁業に改め、同事 3 春さけ定置漁業 4 秋さけ定置漁業」 3 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 4 総トン数10トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業及び秋さけ定置漁業 5 総トン数10トン以上の漁船による漁業（4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び春さけ定置漁業」	満の漁船による一般釣り漁業 4 総トン数3トン以上20トン未満の漁船によるかにかご漁業 5 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業 6 つぶ（えぞばい貝）かごを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりかごを使用してえぞばい貝をとることを主として営む漁業をいう。） 7 小型漁船漁業（3から6までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）」 満の漁船によるかにかご漁業 5 ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業 6 つぶ（えぞばい貝）かごを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりかごを使用してえぞばい貝をとることを主として営む漁業をいう。） 7 総トン数10トン以上15トン未満の漁船による漁業（3及び4に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び小型漁船漁業（3から6までに掲げる漁業以外の漁業をいう。）」 項落石区域（落石漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「7 たこを主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりたこをとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）」を「7 たこを主とする小型漁船漁業」に改め、同事
項広尾区域（広尾漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「1 総トン数10トン以上20トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業 2 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業、総トン数10トン以上20トン未満の漁船による一般刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業 3 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業」を 「1 総トン数15トン以上の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業 2 総トン数15トン以上30トン未満の漁船によるさんま棒受網漁業、総トン数15トン以上30トン未満の漁船による一般刺し網漁業、総トン数15トン以上30トン未満の漁船によるいか釣り漁業及び総トン数15トン以上30トン未満の漁船による一般釣り漁業 3 総トン数30トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業 4 総トン数3トン以上15トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業」に改め、同事	項枝幸区域（枝幸漁業協同組合の地区）の項区分の欄中 「4 なまこけた網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船によりけた網を使用してなまこをとることを主として営む漁業をいう。）及び小型定置漁業を合わせ営む漁業 5 かれい刺し網を主とする小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船により刺し網を使用してかれいをとることを主として営む漁業をいう。）及び小型定置漁業を合わせ営む漁業」に改める。 「4 小型漁船漁業（1及び2に掲げる漁業以外の漁業をいう。） 5 秋さけ定置漁業」を 6 小型定置漁業」 6 たこを主とする小型漁船漁業及び小型定置漁業を合わせ営む漁業

- 7 小型漁船漁業（1、2及び4
から6までに掲げる漁業以外の
漁業をいう。）及び小型定置漁
業を合わせ営む漁業
8 秋さけ定置漁業
9 小型定置漁業」

北海道告示第13号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 山越郡八雲町黒岩464・470・471・478（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、469
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
黒岩464・469・470・471・478（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第14号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市富野225の1（次の図に示す部分に限る。）、
247
- (2) 指定の目的 干害の防備

- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 滝川市江部乙町1846の62（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 風害の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 滝川市江部乙町1846の62（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 松前郡松前町字大津467から469まで・字高野763・764
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、724、
762
- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張郡栗山町字本沢194、195の1
（2）指 定 の 目 的 干害の防備
（3）指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 増毛郡増毛町岩尾552の1（次の図に示す部分に限る。）、552の4
（2）指 定 の 目 的 干害の防備
（3）指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第15号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。
平成16年1月9日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 上磯郡上磯町字茂辺地726の196（次の図に示す部分に限る。）、726の184、726の197
2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
3 指 定 施 業 要 件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び上磯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成16年1月9日
北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路市鶴丘148の2から148の4まで、154の2
（2）保安林として指定された目的 風害の防備
（3）解 除 の 理 由 指定理由の消滅
2(1) 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町太田西71、72
（2）保安林として指定された目的 霧害の防備
（3）解 除 の 理 由 指定理由の消滅
3(1) 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町糸魚沢897（次の図に示す部分に限る。）、892
（2）保安林として指定された目的 霧害の防備
（3）解 除 の 理 由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課並びに釧路市役所及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 岩内郡共和町老古美455の3・679（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和466の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和467の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- 4(1) 解除に係る保安林の所在場所 中川郡幕別町字弘和468（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- 5(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上音更134の1・139の1・139の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、134の3、139の4
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 6(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡士幌町字上音更西8線176の4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 幌泉郡えりも町字歌別628の1（次の図に示す部分の所在場所 に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 歌志内市字東光23の2・字上歌32の5・32の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 歌志内市字中村83の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
（ア）主伐は、択伐による。
（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに歌志内市役所及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
札幌夕張線 北海道札幌土木現業所	夕張市富野国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署継立森林事務所2413林班地先から夕張市若菜2番3地先まで	前	10.30mから121.50mまで	3,504.00m	—
	夕張市富野国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署継立森林事務所2413林班地先から夕張市富野国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署継立森林事務所2414林班地先まで	前	17.50mから162.50mまで	3,398.00m	—
	夕張市千代田4番17地先から夕張市若菜2番3地先まで	前	18.00mから69.00mまで	309.60m	—
	夕張市富野国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署継立森林事務所2413林班地先から夕張市若菜2番3地先まで	後	10.30mから121.50mまで	3,504.00m	—
ニセコ停車場線 北海道小樽土木現業所	夕張市富野国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署継立森林事務所2413林班地先から夕張市若菜2番3地先まで	後	17.50mから162.50mまで	3,987.60m	—
	夕張市千代田4番17地先から夕張市若菜2番3地先まで	後	18.00mから121.50mまで	3,595.50m	—
	虻田郡ニセコ町字中央通83番1地先から虻田郡ニセコ町字本通2番6地先まで	前	18.00mから52.50mまで	300.00m	—
	夕張市富野国有林石狩空知森林計画区空知森林管理署継立森林事務所2413林班地先から夕張市若菜2番3地先まで	後	18.00mから41.90mまで	300.00m	—
東瓜幕芽室線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町字南中音更北1線2番24地先から河東郡音更町字南中音更北1線2番23地先まで	前	25.22mから30.97mまで	37.16m	—
	河東郡音更町字南中音更北1線2番23地先まで	後	25.22mから30.97mまで	37.16m	—

北海道告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局釧路開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 路線名 北見白糠線

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
白糠郡白糠町上茶路東2線釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署1067林班と小班から白糠郡白糠町上茶路東2線釧路根室森林計画区根釧西部森林管理署1078林班は小班まで	前	22.00mから87.00mまで	0.920km	—
	後	28.00mから98.00mまで	0.920km	—

北海道告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 中標標茶線	川上郡標茶町旭1丁目3番16地先から川上郡標茶町開運1丁目1番1地先まで	平成16. 1.20 午前10時

北海道告示第22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり決定した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 留萌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 美咲奈井江都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 士別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 深川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 5 富良野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 6 当別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 7 福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 8 八雲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 9 北檜山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 10 今金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 11 栗山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 12 上川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 13 女満別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 14 美幌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 15 留辺蘂都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 16 静内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 17 広尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 18 浦幌都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 19 中標津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北海道告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 登別市富浦町196番108
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 登別市大和町2丁目23番地4 株式会社ヒロオ産業 代表取締役 松田 博文
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年3月25日 都環第14ー1号

北海道告示第24号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量
トナーカートリッジ 161個
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 納入期日 平成16年2月20日
- (4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎1階出納局入札室
- (2) 入札日時 平成16年1月21日 午後2時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道出納局物品管理課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成16年1月20日 正午
- (2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満に端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道出納局物品管理課 イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－231－4111 内線 32－289 (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。 (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。				<table><tr><td>斜里町</td><td>富永敏夫</td><td>積丹町</td><td>竹谷榮造</td></tr><tr><td>北見市</td><td>中山外亀雄</td><td>中標津町</td><td>長渕貞義</td></tr><tr><td>剣淵町</td><td>坂東正</td><td>富良野市</td><td>藤野昭治</td></tr><tr><td>妹背牛町</td><td>藤井英雄</td><td>士別市</td><td>木島喜久雄</td></tr><tr><td>旭川市</td><td>山本隆一</td><td>浦臼町</td><td>佐藤正男</td></tr><tr><td>苫小牧市</td><td>今泉治</td><td>長沼町</td><td>高宮一保</td></tr><tr><td>足寄町</td><td>平野浩</td><td>新篠津村</td><td>成瀬強</td></tr><tr><td>士別市</td><td>溝渕和雄</td><td>仁木町</td><td>畑中勝征</td></tr><tr><td>北広島市</td><td>東幸雄</td><td></td><td></td></tr></table> <table><tr><td>功 績 の 内 容</td><td>農業指導等功労</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td></tr><tr><td>富良野市</td><td>薄田保</td><td>興部町</td><td>齋藤昭雄</td></tr><tr><td>瀬棚町</td><td>生出正実</td><td>札幌市</td><td>三國勝三郎</td></tr><tr><td>余市町</td><td>越智武士</td><td>白糠町</td><td>溝口道臣</td></tr><tr><td>豊富町</td><td>白田健次</td><td>斜里町</td><td>村井博明</td></tr><tr><td>由仁町</td><td>東頭忠夫</td><td>芽室町</td><td>目黒寿雄</td></tr></table> <table><tr><td>功 績 の 内 容</td><td>農業・農村振興等功労</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td></tr><tr><td>鶴川町</td><td>内海卓</td><td>白老町</td><td>とまこまい広域農業協同組合青年部白老支部</td></tr><tr><td>苫前町</td><td>大川博文</td><td>上富良野町</td><td>西崎清</td></tr><tr><td>網走市</td><td>高岡勉</td><td>風連町</td><td>有限会社もち米の里ふうれん特産館</td></tr><tr><td>深川市</td><td>村椿健造</td><td>稚内市</td><td>夕市の会</td></tr><tr><td>女満別町</td><td>開陽グリーンマーケット</td><td>上川町</td><td>渡辺吉章</td></tr><tr><td>岩見沢市</td><td>上志文ふれあいの郷</td><td></td><td></td></tr></table>				斜里町	富永敏夫	積丹町	竹谷榮造	北見市	中山外亀雄	中標津町	長渕貞義	剣淵町	坂東正	富良野市	藤野昭治	妹背牛町	藤井英雄	士別市	木島喜久雄	旭川市	山本隆一	浦臼町	佐藤正男	苫小牧市	今泉治	長沼町	高宮一保	足寄町	平野浩	新篠津村	成瀬強	士別市	溝渕和雄	仁木町	畑中勝征	北広島市	東幸雄			功 績 の 内 容	農業指導等功労			市（区）町村名	氏名又は団体名	市（区）町村名	氏名又は団体名	富良野市	薄田保	興部町	齋藤昭雄	瀬棚町	生出正実	札幌市	三國勝三郎	余市町	越智武士	白糠町	溝口道臣	豊富町	白田健次	斜里町	村井博明	由仁町	東頭忠夫	芽室町	目黒寿雄	功 績 の 内 容	農業・農村振興等功労			市（区）町村名	氏名又は団体名	市（区）町村名	氏名又は団体名	鶴川町	内海卓	白老町	とまこまい広域農業協同組合青年部白老支部	苫前町	大川博文	上富良野町	西崎清	網走市	高岡勉	風連町	有限会社もち米の里ふうれん特産館	深川市	村椿健造	稚内市	夕市の会	女満別町	開陽グリーンマーケット	上川町	渡辺吉章	岩見沢市	上志文ふれあいの郷		
斜里町	富永敏夫	積丹町	竹谷榮造																																																																																																				
北見市	中山外亀雄	中標津町	長渕貞義																																																																																																				
剣淵町	坂東正	富良野市	藤野昭治																																																																																																				
妹背牛町	藤井英雄	士別市	木島喜久雄																																																																																																				
旭川市	山本隆一	浦臼町	佐藤正男																																																																																																				
苫小牧市	今泉治	長沼町	高宮一保																																																																																																				
足寄町	平野浩	新篠津村	成瀬強																																																																																																				
士別市	溝渕和雄	仁木町	畑中勝征																																																																																																				
北広島市	東幸雄																																																																																																						
功 績 の 内 容	農業指導等功労																																																																																																						
市（区）町村名	氏名又は団体名	市（区）町村名	氏名又は団体名																																																																																																				
富良野市	薄田保	興部町	齋藤昭雄																																																																																																				
瀬棚町	生出正実	札幌市	三國勝三郎																																																																																																				
余市町	越智武士	白糠町	溝口道臣																																																																																																				
豊富町	白田健次	斜里町	村井博明																																																																																																				
由仁町	東頭忠夫	芽室町	目黒寿雄																																																																																																				
功 績 の 内 容	農業・農村振興等功労																																																																																																						
市（区）町村名	氏名又は団体名	市（区）町村名	氏名又は団体名																																																																																																				
鶴川町	内海卓	白老町	とまこまい広域農業協同組合青年部白老支部																																																																																																				
苫前町	大川博文	上富良野町	西崎清																																																																																																				
網走市	高岡勉	風連町	有限会社もち米の里ふうれん特産館																																																																																																				
深川市	村椿健造	稚内市	夕市の会																																																																																																				
女満別町	開陽グリーンマーケット	上川町	渡辺吉章																																																																																																				
岩見沢市	上志文ふれあいの郷																																																																																																						
公 表 北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。 平成16年1月9日 北海道知事 高橋 はるみ 北海道社会貢献賞 <table><tr><td>功 績 の 内 容</td><td>河川愛護事業功労</td><td>功 績 の 内 容</td><td>住宅都市功労</td></tr><tr><td>市（区）町村名</td><td>氏 名 又 は 団 体 名</td><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td></tr><tr><td>東藻琴村</td><td>藻琴川を美しくする会</td><td>札幌市</td><td>豊田恒了</td></tr></table> 北海道産業貢献賞 <table><tr><td>功 績 の 内 容</td><td>農業団体等功労</td><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td></tr><tr><td>市（区）町村名</td><td>氏名又は団体名</td><td>中川町</td><td>川嶋福造</td></tr><tr><td>枝幸町</td><td>阿部四郎</td><td>鹿追町</td><td>河邊盛幸</td></tr><tr><td>深川市</td><td>紺野勝榮</td><td>上湧別町</td><td>木村新市</td></tr><tr><td>江別市</td><td>佐藤次男</td><td>浦河町</td><td>小林忠雄</td></tr><tr><td>北広島市</td><td>戸塚守</td><td></td><td></td></tr></table>				功 績 の 内 容	河川愛護事業功労	功 績 の 内 容	住宅都市功労	市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	市（区）町村名	氏名又は団体名	東藻琴村	藻琴川を美しくする会	札幌市	豊田恒了	功 績 の 内 容	農業団体等功労	市（区）町村名	氏名又は団体名	市（区）町村名	氏名又は団体名	中川町	川嶋福造	枝幸町	阿部四郎	鹿追町	河邊盛幸	深川市	紺野勝榮	上湧別町	木村新市	江別市	佐藤次男	浦河町	小林忠雄	北広島市	戸塚守																																																																		
功 績 の 内 容	河川愛護事業功労	功 績 の 内 容	住宅都市功労																																																																																																				
市（区）町村名	氏 名 又 は 団 体 名	市（区）町村名	氏名又は団体名																																																																																																				
東藻琴村	藻琴川を美しくする会	札幌市	豊田恒了																																																																																																				
功 績 の 内 容	農業団体等功労	市（区）町村名	氏名又は団体名																																																																																																				
市（区）町村名	氏名又は団体名	中川町	川嶋福造																																																																																																				
枝幸町	阿部四郎	鹿追町	河邊盛幸																																																																																																				
深川市	紺野勝榮	上湧別町	木村新市																																																																																																				
江別市	佐藤次男	浦河町	小林忠雄																																																																																																				
北広島市	戸塚守																																																																																																						
支 庁 告 示 北海道空知支庁告示第1号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成16年1月9日 北海道空知支庁長 佐藤 隆 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 岩見沢市日の出町657番地 ほか14筆																																																																																																							

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 岩見沢市上幌向町529番地10 小谷産業株式会社 代表取締役 小谷 侑
3 開発許可年月日及び番号 平成5年4月5日 空建指第5-2号

北海道網走支庁告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年1月9日

北海道網走支庁長 毛利 明 雄

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別市緑町3丁目2番43（第3-1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 紋別市幸町2丁目 紋別市長 赤井 邦男
3 開発許可年月日及び番号 平成12年10月31日 網建指第12-8号

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収入及び支出に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成16年1月9日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

収入及び支出のある団体
総 括 表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者氏名・ 公職の種類)	報告 年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内 訳								事業収入	借入金
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党費・会費		寄 附							
							金 額	員 数	個人分 (特定寄附)	法人 その他の 団体分	政治 団体分	小 計 (あっせん)	政党匿名	合 計		
14年分																
事務局																
(その他の政治団体)																
木本由孝北区連合後援会	H15. 3.24	1,000	1,000			1,000										

		支 出 の 内 訳															資産等 の状況
本部・支 部からの 交 付 金	その他の 収 入	経 常 経 費					政 治 活 動 費										
		人 件 費	光熱水費	備 品 消耗品費	事務所費	計	組 織 活 動 費	選 挙 関 係 費	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費				調 査 研 究 費	寄 附 交 付 金	その他の 経 費	計 (本部支部へ の交付金)	
									機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	宣 伝 事 業 費	政 治 資 金 パ ー テ ィ ー	そ の 他 の 事 業 費					
																	無

北海道選挙管理委員会告示第2号

平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年1月9日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

「平15. 1.15	同	納内町3 丁目10番3号	深川市納内 コミュニテ ィセンター	同	153	120	を
「平15. 1.15	同	納内町3 丁目10番3号	深川市納内 コミュニテ ィセンター	同	153	120	」
平15.11. 1	同	音江町字 内園641番地	深川市内園 コミュニテ ィセンター	同	78	60	に、
「同	同	字 財田43番地3	財田集会所	同	132	80	」を
「同	同	字 財田43番地3	財田集会所	同	132	80	」
平15.12. 1	同	字 成香285番地11	成香農作業 準備休憩施 設	同	161	100	に、
同	同	字 大原103番地3	大原地区セ ンター	同	111	60	」
「平12. 6.23	同	東 2条2丁目15番 地1	芽室町ふれ あい交流館	同	348	400	を
「平12. 6.23	同	東 2条2丁目15番 地1	芽室町ふれ あい交流館	同	348	400	」
平15.10.27	同	西 2条南6丁目1 番地	芽室南地区 コミュニテ ィセンター	同	302	250	に改める。
							」

監 査 公 表

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第1項の規定により包括外部監査人が行った平成12年度の包括外部監査の結果に基づき、同法第252条の38第6項の規定により平成

15年12月11日付けで知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成16年1月9日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査結果の報告

平成12年度の包括外部監査結果「土地信託について」は平成13年1月9日に包括外部監査人から報告があり、同年2月16日付け北海道公報号外第3号で公表した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

【土地信託について】

改 善 を 要 す る 事 項	講 じ た 措 置
1 土地信託事業計画と実績は大きく乖離しており、計画で予定されている土地の運用益である信託配当は平成10年度及び平成11年度共ない。土地の地代程度に見合う信託配当は期待したい。 土地信託事業計画における収支計画は収入、支出ともに実績と大きく乖離している。 信託配当は、平成9年度まで3年間は実施されたが、平成10年度及び平成11年度ともにない。平成12年度の計画でも信託配当は予定されておらず、今後においても事業計画で予定されている信託配当は期待できない。 その主因は、この計画がバブル期の経済状況を前提としたもので賃貸料収入の大幅な増加を見込むなど、現在の経済状況では達成できない計画となっているためである。 今後の信託配当は、信託財産である事務所ビルの賃貸料と稼働率の確保にかかっている。このためには、今後においては、土地信託契約書に基づいて、ビル稼働率と賃貸収入の拡大に努め、借入金の弁済を滞り無く実施して、少なくとも、土地の地代程度に見合う信託配当は期待したい。また、このような努力がなされなければ、土地の有効、かつ、効果的な活用がされていることにならない。	信託配当については、平成14年3月に収支計画を見直し、周辺ビルの市況等を参考に入居率を93%、賃貸料金が現行のままと想定した場合、平成19年度から信託配当が可能と考えております。 なお、経済環境の変化に伴い、平成13年度に退去があり、平成14年1月には入居率が約70%まで落ち込みましたが、平成15年3月には92.5%まで回復しました。
2 事業計画の見直しが必要である。少なくとも、議会に提出される「土地信託の事務処理状況に関する書類」に全体の事業計画と実績を対比して、信託事業の現状等の情報公開について検討すべきである。 現在の計画では、事業収入は、事業開始10年目には年	収支計画の見直しについては、平成14年3月に受託者から現時点での経済環境等から試算した修正事業計画書が提出されました。 この計画において、道に対する信託配

間7億円、20年目には年間8.9億円、30年目には11.3億円と計画されているが、実際には年間5億円の事業収入がこれまでの最高である。 現在の計画は、バブル期の経済状況が続くことを前提とした計画であるので見直しが必要である。平成12年度の実績等を勘案して、受託者は、実現可能な収入に基づいた収支計画を作成し、道に対し、信託配当がどの程度可能なかを明確にする必要がある。 道では、「土地信託の事務処理状況に関する書類」により、各年度の土地信託に係る事務処理状況を議会に報告している。今後は、議会及び道民に対し、少なくとも、この書類に全体の事業計画と実績を対比して記載するなどして、計画どおりの信託配当ができなかった事情や、今後の改善の取組みなどの情報公開について検討すべきである。	当については、入居率が93%、賃貸料金が現行のままと想定した場合、信託期間の終了する平成35年までに累計で約14億円の配当が可能としています。 今後、この計画に沿って入居者の確保に努めるとともに、インターネット等を活用した情報公開の具体的な方法について検討してまいります。	<table><tr><td>① 「賃貸収入」は、「賃貸料収入」、「地代収入」、「駐車場収入」に区分表示してはどうか。</td><td>「管理費」については、「管理組合負担金」、「建物専有部分管理費」、「駐車場管理費」に区分し表示することとしました。</td></tr><tr><td>② 「管理費」は、「管理組合費支出」、「駐車場管理費」に区分表示してはどうか。</td><td></td></tr></table>	① 「賃貸収入」は、「賃貸料収入」、「地代収入」、「駐車場収入」に区分表示してはどうか。	「管理費」については、「管理組合負担金」、「建物専有部分管理費」、「駐車場管理費」に区分し表示することとしました。	② 「管理費」は、「管理組合費支出」、「駐車場管理費」に区分表示してはどうか。												
① 「賃貸収入」は、「賃貸料収入」、「地代収入」、「駐車場収入」に区分表示してはどうか。	「管理費」については、「管理組合負担金」、「建物専有部分管理費」、「駐車場管理費」に区分し表示することとしました。																
② 「管理費」は、「管理組合費支出」、「駐車場管理費」に区分表示してはどうか。																	
道 公 安 委 員 会 規 則																	
北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年1月9日 北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男 北海道公安委員会規則第1号 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。 第51条第1項の表中 <table><tr><td>「</td><td><table><tr><td>生 活 安 全 課</td><td>少年サポートセンター</td></tr></table></td><td>を</td></tr><tr><td>「</td><td><table><tr><td>会 計 課</td><td>監査室</td></tr><tr><td>生 活 安 全 課</td><td>少年サポートセンター</td></tr></table></td><td>に改め、同条中第</td></tr><tr><td></td><td></td><td>」</td></tr></table> 10項を第11項とし、第2項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。 2 監査室においては、会計の監査に関する事務を行う。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 _____			「	<table><tr><td>生 活 安 全 課</td><td>少年サポートセンター</td></tr></table>	生 活 安 全 課	少年サポートセンター	を	「	<table><tr><td>会 計 課</td><td>監査室</td></tr><tr><td>生 活 安 全 課</td><td>少年サポートセンター</td></tr></table>	会 計 課	監査室	生 活 安 全 課	少年サポートセンター	に改め、同条中第			」
「	<table><tr><td>生 活 安 全 課</td><td>少年サポートセンター</td></tr></table>	生 活 安 全 課	少年サポートセンター	を													
生 活 安 全 課	少年サポートセンター																
「	<table><tr><td>会 計 課</td><td>監査室</td></tr><tr><td>生 活 安 全 課</td><td>少年サポートセンター</td></tr></table>	会 計 課	監査室	生 活 安 全 課	少年サポートセンター	に改め、同条中第											
会 計 課	監査室																
生 活 安 全 課	少年サポートセンター																
		」															

